

障害者雇用のための

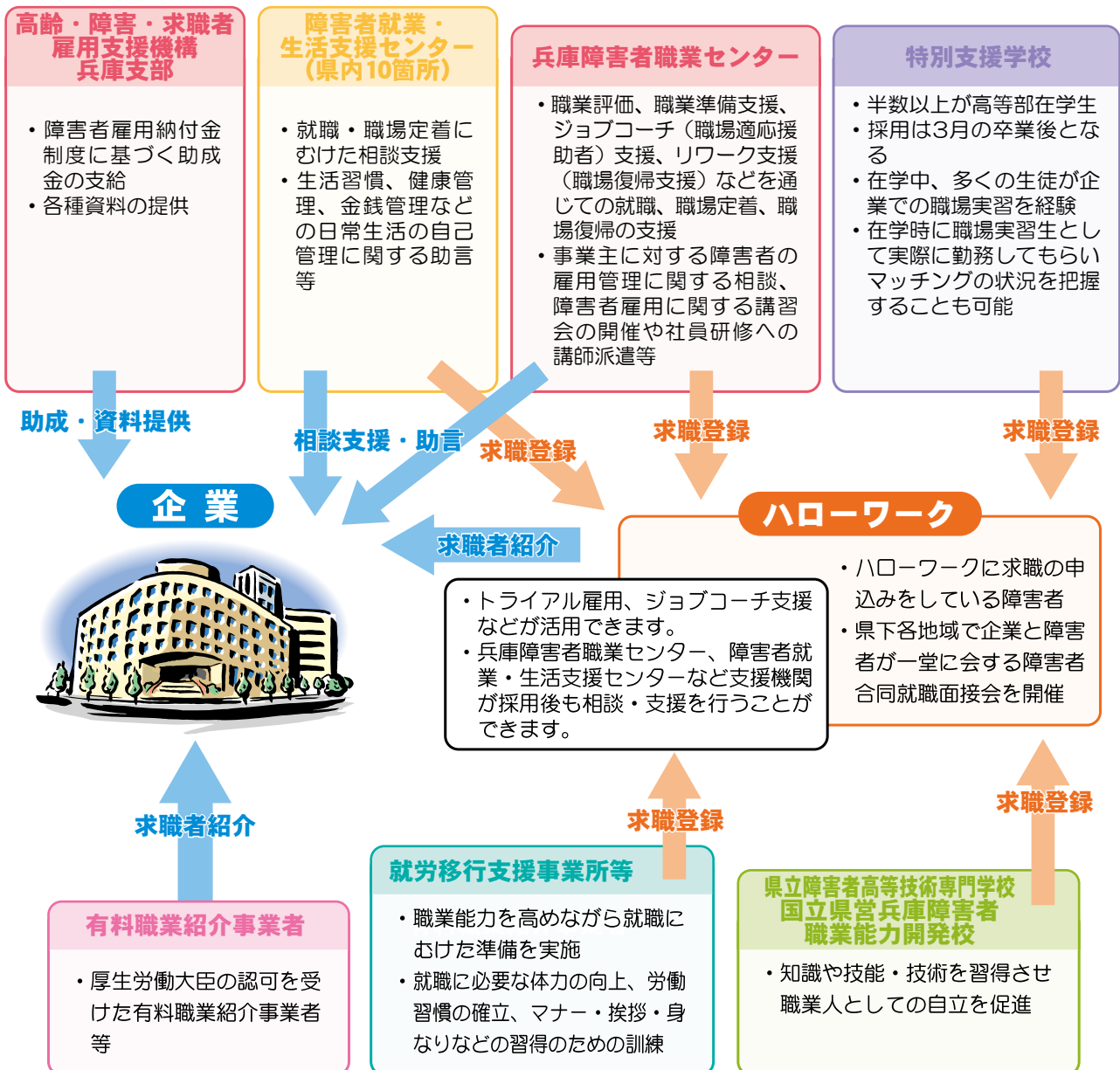
支援機関・支援サービス・助成金制度等のご紹介

●事業主の皆さんへ●

障害者雇用の支援機関

兵庫県雇用開発協会は、兵庫労働局、ハローワーク、兵庫県、兵庫障害者職業センター等さまざまな障害者雇用支援機関と連携し、障害者雇用を進めようとする企業の皆様にセミナー、事業所見学会等を実施するほか、相談、情報提供などの支援を行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

さまざまな障害者支援機関の紹介



障害者雇用のために利用できるサービスや支援策

障害者に適した職務や雇用事例などを知りたい方へ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用に取り組む事業所の好事例の紹介や、きめ細かなマニュアルを配信しているほか、就労支援機器の無料貸出を行っています。

障害者雇用リファレンスサービス

障害者雇用に先駆的に取り組んでいる事業所の好事例を、ホームページで紹介しています。業種や障害種別、従業員規模などを細かく指定して検索することができます。

障害者 リファレンス

検索

URL → <https://www.ref.jeed.go.jp>

障害者雇用ハンドブック・マニュアル

障害者雇用に関する問題点の解消のためのノウハウや具体的な雇用事例を、業種別・障害別にまとめたマニュアルを配信しています。

ほかにも、障害者の雇用管理や雇用形態、職場環境、職域開発などについて、事業所が創意工夫して実践している取組を、テーマ別にまとめた事例集も紹介しています。

障害者 ハンドブック・マニュアル

検索

URL → <https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html>

就労支援機器の紹介・無料貸出

障害者の就労を支援する機器をホームページに写真や動画で紹介しています。

また、一定期間（原則6ヶ月間）、機器の無料貸出も行っています。

就労支援機器

検索

URL → <https://www.kiki.jeed.go.jp>

障害者を雇うイメージがわからない方へ

先進事業所等見学会

→ 問い合わせ ハローワーク (P12)

事業主と、障害者本人や福祉施設側との相互理解を深めるための機会として、障害者に対する職場実習の受入れを推進しています。

そのための第一歩として、ハローワークでは、①職場実習に関する説明会と、②すでに職場実習の受入れを行っている企業・障害者雇用に関するノウハウのある企業・特別支援学校などの見学会を行っています。

障害者トライアル雇用

→ 問い合わせ ハローワーク助成金デスク (P8)

ハローワーク等の紹介により、障害者を短期試行的・段階的に雇い入れることができます（トライアル雇用）。これにより、事業主や従業員のみなさんの障害者雇用についての理解を促し、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行も進めやすくなります。

あわせて、事業主に対しては、要件を満たせばトライアル雇用助成金が支給されます（P7）。

障害者を募集したい方へ

→ 問い合わせ ハローワーク (P12)

ハローワークへの相談・求人申込み

- 地域のハローワークには、障害者専門の職業相談・紹介窓口があり、就職を希望する障害者の多くが求職登録しています。障害者の採用を考えている場合、まずはハローワークにご相談ください。
- また、職種・賃金・労働時間・労働形態などの具体的な労働条件がすでに決まっている場合は、ハローワークに求人票を提出してください。
- ハローワークの紹介により雇用した場合、特定求職者雇用開発助成金などの支給対象となる場合があります。

障害者就職面接会・就職説明会

- ハローワークでは、求職活動をしている障害者と複数の企業が一堂に会する、障害者就職面接会を開催しています。
- 企業にとっては、多くの障害者の中から選考できるというメリットがあり、企業の求める人材が確保しやすくなります。
- 開催回数や時期の詳細は、最寄りのハローワークや兵庫労働局のホームページをご覧ください。
- 上記のほか、兵庫県などが主催する就職説明会があります。お問い合わせは兵庫県雇用開発協会（P14）へ。

障害者を雇用した後の支援が受けたい方へ

ジョブコーチによる支援

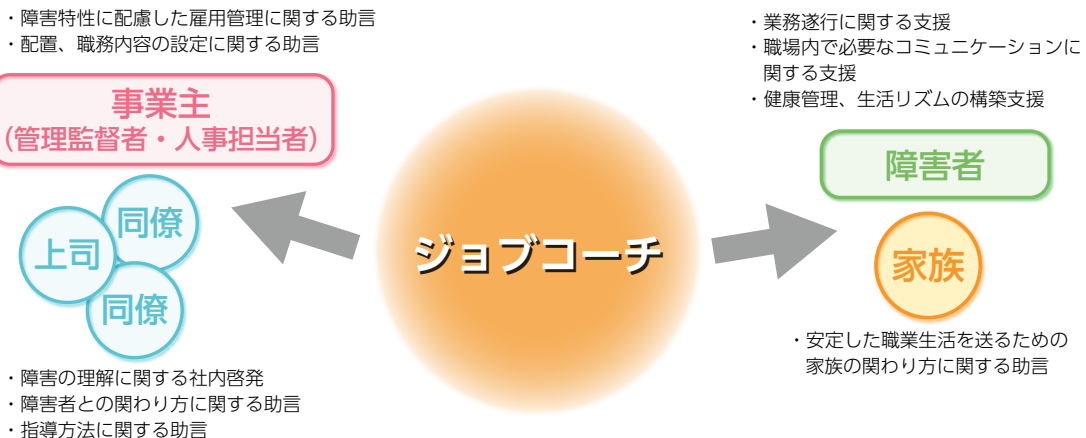
→ 問い合わせ 兵庫障害者職業センター (P12)

- ジョブコーチは、障害者の職場適応に向けた支援として、
 - ◆ 障害者に対して、職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイスをするとともに、
 - ◆ 事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業方法の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行っています。
- ジョブコーチには、次の3つの形があります。

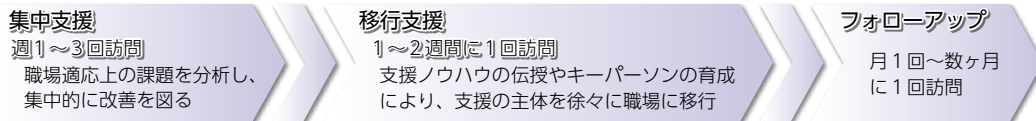
- ① 配置型 兵庫障害者職業センターに所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います
- ② 訪問型 就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います
- ③ 企業在籍型※ 自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障害者の支援を行います

※③の企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対しては、助成金制度 (P9 ④) があります。

ジョブコーチによる支援のしくみと標準的な支援の流れ



支援期間1～8カ月 (標準2～4カ月) ※兵庫障害者職業センターの場合



ひょうごジョブコーチによる支援

→ 問い合わせ (社福) 兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター (P14)

障害者の職場定着を促進するため、県独自のジョブコーチ*が障害者の職場を訪問し、個々の障害特性を踏まえた専門的な伴走型支援を行っています。

※ジョブコーチとして活動するための研修を修了し、ひょうごジョブコーチとして登録されている者

● ひょうごジョブコーチの特色

- ① 簡易な手続きで利用可能
- ② 個別に対応した支援内容・期間・頻度を設定
- ③ 短時間雇用 (週20時間未満) の就労にも対応
- ④ 就職前後の特別支援学校生等へのサポートも対応
- ⑤ 公的機関を含む様々な企業に訪問

精神・発達障害者しごとサポーターの養成

→ 問い合わせ ハローワーク (P12)

平成 29 年度から、全国の都道府県労働局で、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を行っています。

毎年多くの方にサポーターとなっていただいております。



精神・発達障害者しごとサポーターとは？

精神・発達障害者しごとサポーターは、職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者です。

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは、「職場の同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を行っています。

養成講座の概要

内 容	「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害者の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
メリット	精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
講座時間	90 分程度（講義 75 分、質疑応答 15 分程度）
受講対象	企業に雇用されている方を中心に、どなたでも受講可能です。 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士などが相談対応することも可能です。

最寄りのハローワークにお問い合わせください。



「精神・発達障害者しごとサポーターは、特別な資格制度等ではありません。
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

障害者職場実習「いっぽ」

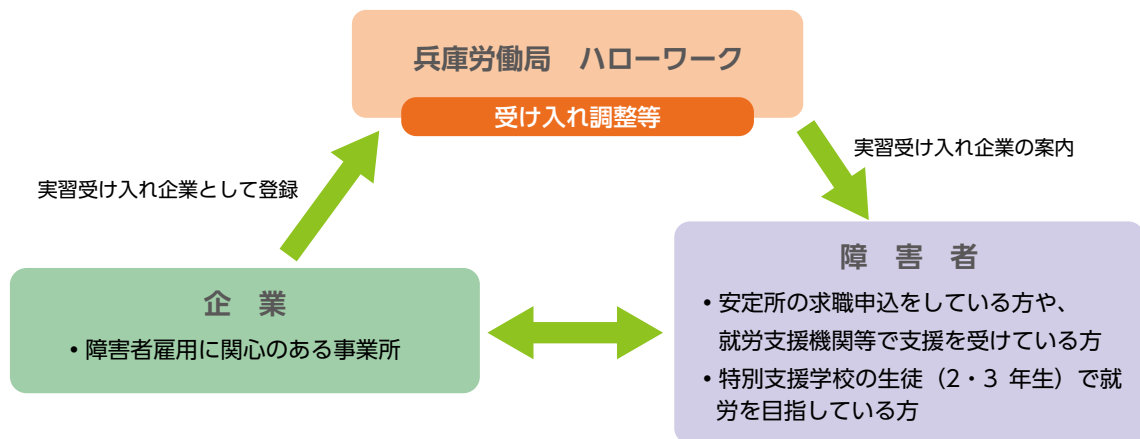
➡ 問い合わせ 兵庫労働局職業安定部職業対策課 電話 078-367-0810 (直通)

障害のある方の雇用を考えているが、障害者の雇用に不安がある事業所で、理解を深め不安を解消することを目的に、障害者職場実習を実施します。

その名も「**いっぽ**」

障害のある方の就労と障害者雇用に取組む事業所の

初めのいっぽを応援します。



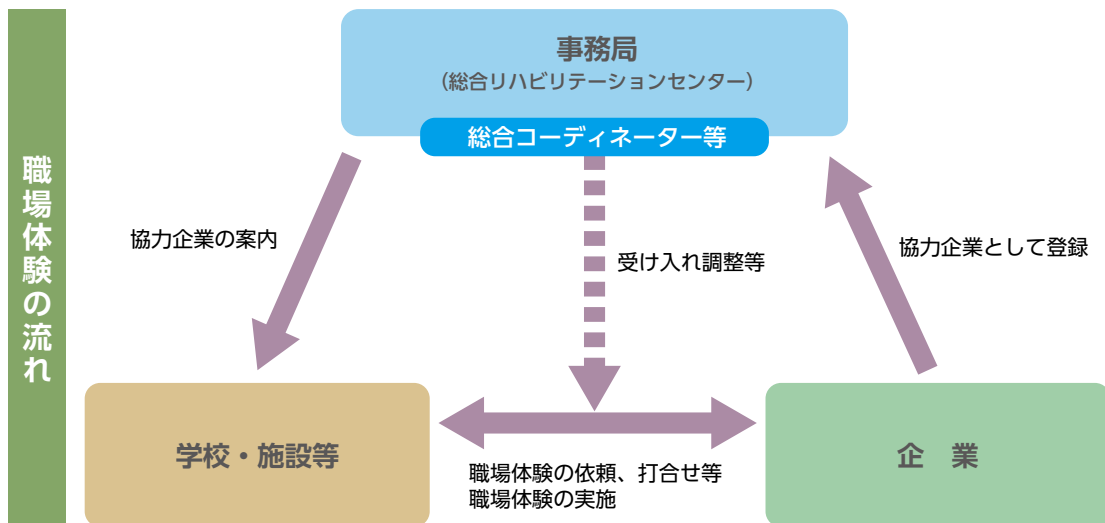
※実習対象者への賃金および諸手当は一切発生しません。

※実習対象者1人あたり1日2,000円の協力謝金を事業所にお支払いします。
(上限1人あたり20,000円までで、他にも要件があります)

障害者体験ワーク事業 (通称：しごと体験)

➡ 問い合わせ (社福) 兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター (P14)

就労を希望する障害者の就職へのきっかけづくりとなる場の提供や事業主の障害者雇用に対する不安を軽減するため、職場体験の受け入れを推進しています。簡易な就労体験・職場見学を通じて、障害者本人と事業主相互の意識刷新を図り、円滑な雇用・就職に向けたステップとします。



助成金制度

事業主に対して、経済的負担の軽減などのための助成を行っています。
助成金を受給するためには、受給要件や支給申請期間に注意が必要です。
また、制度は内容が変更されるものがありますのでご注意ください。
各助成金の詳しい内容は、各受付機関にお問い合わせください。

I

ハローワーク助成金デスクで 受け付けている助成金

障害者を雇い入れた場合に受けられる助成金

① トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成されます。

助成額 (助成期間)	精神障害者以外の場合 支給対象者 1 人につき 月額最大 4 万円（最長 3 か月間）
	精神障害者の場合 支給対象者 1 人につき、 3 か月間は月額最大 8 万円、4 か月目以降は月額最大 4 万円（最長 6 か月間）

② トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者や発達障害者について、3～12 か月の期間をかけながら 20 時間以上勤務を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成されます。

助成額 (助成期間)	支給対象者 1 人につき 月額最大 4 万円（最長 12 か月間）
---------------	--------------------------------------

③ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた*事業主に対して助成されます。

助成額 (助成期間)	対象労働者が身体・知的障害者（短時間労働者以外）である場合 大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）
	対象労働者が重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者（短時間労働者以外））である場合 大企業：100万円（1年6か月）／中小企業：240万円（3年）
	対象労働者が障害者（短時間労働者）である場合 大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

*雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外で雇い入れる場合にあっては3年以上）であることが確実と認められること

④ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者や難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた*事業主に対して助成されます。

助成額 (助成期間)	対象労働者が短時間労働者以外である場合 大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）
	対象労働者が短時間労働者である場合 大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

*雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

⑤ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

令和4年12月より当コースが新設されました。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。か、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

※上記以外の助成金もあります。

→ 問い合わせ

詳しくはハローワーク（P12）またはハローワーク助成金デスク（TEL：078-221-5440）まで
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

II

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部で 受け付けている助成金

障害者の雇用を継続するために受けられる助成金

障害者を雇い入れる場合だけでなく、障害者を雇用した後に、継続して雇用し続けるための措置を行った場合でも、様々な助成金が受けられます。

① 障害者作業施設設置等助成金

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成率 2 / 3

▶ 第1種（購入等による設置・整備）

▶ 第2種（賃借による設置）

② 障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進を図るため、障害者の障害特性による課題に配慮された福祉施設の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成率 1 / 3

③ 障害者介助等助成金

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成率・金額
等は措置ごと
に異なります

▶ 職場復帰支援

▶ 職場支援員の配置または委嘱

▶ 職場介助者の配置または委嘱

▶ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱

▶ 障害者相談窓口担当者の配置

▶ 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

④ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

助成金額等は
措置ごとに異
なります

▶ 訪問型職場適応援助者による支援（職場適応援助者を派遣する法人への助成金）

▶ 企業在籍型職場適応援助者による支援（職場適応援助者を在籍させる事業主への助成金）

⑤ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成率 3 / 4	<ul style="list-style-type: none">▶ 住宅の賃借▶ 住宅手当の支払い▶ 通勤用自動車の購入▶ 通勤援助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none">▶ 指導員の配置▶ 駐車場の賃借▶ 通勤用バスの購入▶ 通勤用バス運転従事者の委嘱
委嘱費の 4 / 5 を助成 (中小企業： 9 / 10)	▶ 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	

⑥ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができる事業主が、これらの者の就労に必要な事業施設等の設置・整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

助成率 2 / 3 (特例 3 / 4)

※上記以外の助成金もあります。

→ 問い合わせ

詳しくは (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部 高齢・障害者業務課
(TEL : 06-6431-8201) まで <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>

障害者に対する差別の禁止と合理的配慮義務

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主の障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されています。その具体的な内容は、「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」に記載されています。

詳しい内容や細かな Q & A は、厚生労働省のホームページに掲載していますので、「障害者雇用促進法 障害者差別禁止」等で検索してください。

ポイント① 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

差別の例

募集・採用時

- 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

採用後

- 労働能力などを適正に評価すること無く、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

※次の場合は、禁止される差別に該当しません。

- 積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として、障害者でない人と異なる取扱いをすること

ポイント② 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を、できる範囲で提供していただく必要があります。

合理的配慮の例

募集・採用時

- 視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと

採用後

- 知的障害がある方に対し、図を活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にして一つずつ行うなど、作業手順を分かりやすく示すこと
- 精神障害がある方等に対し、出退勤時刻・休暇など、通院・体調に配慮すること
- 聴覚障害がある方に対し、危険箇所や危険発生を視覚で確認できるようにすること

合理的配慮は障害者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

合理的配慮は、個々の事情がある障害者と、事業主との相互理解の中で提供されるべきものであることに充分ご留意ください。

問い合わせ先一覧

ハローワーク

就職を希望する障害者の紹介や求人申し込み受付、障害者雇用に関する各種助成金等の案内を行います。

名 称	所 在 地
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1 (078) 362-8609
ハローワーク神戸 三田出張所	〒669-1531 三田市天神1-5-25 (079) 563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2 (078) 861-8609
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F (06) 7664-8609
ハローワーク西宮	〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎2~4階 (0798) 22-8600
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道250 (079) 222-8609
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1742 (079) 421-8609
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎 (072) 772-8609
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町2-3-37 (078) 912-2277
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎 (0796) 23-3101
ハローワーク豊岡 香住出張所	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1 (0796) 36-0136
ハローワーク豊岡 八鹿出張所	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1 (079) 662-2217
ハローワーク豊岡 和田山分室	〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2 (079) 672-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎 (0795) 22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎 (0799) 22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原1569 (0795) 72-1070
ハローワーク柏原 篠山出張所	〒669-2341 丹波篠山市郡家403-11 (079) 552-0092
ハローワーク西神	〒651-2273 神戸市西区糀台5-3-8 (078) 991-1100
ハローワーク龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48 (0791) 62-0981
ハローワーク龍野 相生出張所	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎 (0791) 22-0920
ハローワーク龍野 赤穂出張所	〒678-0232 赤穂市中広字北907-8 (0791) 42-2376

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部

障害者雇用で具体的な課題を有し支援を必要としている事業主に対する相談・助言、障害のある人の職場適応のためのジョブコーチ支援、うつ病の人のリワーク（職場復帰）支援などを行います。また、障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付等も行います。

名 称	所 在 地
兵庫障害者職業センター	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2 ハローワーク灘3階 TEL(078) 881-6776 FAX(078) 881-6596
高齢・障害者業務課（助成金・納付金）	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 TEL(06) 6431-8201 FAX(06) 6431-8220

障害者就業・生活支援センター

地域における障害者支援の中核機関として、雇用・福祉等の関係機関と連携しながら就業面・生活面における一体的な支援等を行います。

名 称	所 在 地
神戸障害者就業・生活支援センター	〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通5-1-1 (078)672-6480
阪神南障害者就業・生活支援センター	〒659-0051 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階 (0797)22-5085
阪神北障害者就業・生活支援センター	〒664-0857 伊丹市行基町3-16-6 福本ビル1階 (072)770-8664
加古川障害者就業・生活支援センター	〒675-0002 加古川市山手1-11-10 (079)438-8728
北播磨障害者就業・生活支援センター	〒673-0534 三木市緑が丘町本町2-3 (0794)84-1018
姫路障害者就業・生活支援センター	〒670-0955 姫路市安田3-1 姫路市総合福祉会館内 (079)280-1990
西播磨障害者就業・生活支援センター	〒678-0252 赤穂市大津1327 赤穂精華園内 (0791)43-2393
但馬障害者就業・生活支援センター	〒668-0026 豊岡市元町12-15 (0796)37-8458
丹波障害者就業・生活支援センター	〒669-2314 丹波篠山市東沢田240-1 (079)554-2339
淡路障害者就業・生活支援センター	〒656-0013 洲本市下加茂1-6-6 くにうみの里内 (0799)38-6181

発達障害者支援機関

発達障害者に対する日常生活における相談支援や就労支援、発達障害者を雇用する事業主に対する相談対応等を行います。

名 称	所 在 地
ひょうご発達障害者支援センター クローバー	〒671-0122 高砂市北浜町北脇519 (079)254-3601
芦屋ランチ	〒659-0015 芦屋市楠町16-5 (0797)22-5025
加西ランチ	〒675-2321 加西市北条町東高室959-1 (0790)43-3860
豊岡ランチ	〒668-0065 豊岡市戸牧1029-11 (0796)37-8006
宝塚ランチ	〒665-0035 宝塚市逆瀬川1-2-1 アピア1-4階 (0797)71-4300
上郡ランチ	〒678-1262 赤穂郡上郡町岩木甲701-42 (0791)56-6380
神戸市発達障害者東部相談窓口	〒657-0846 神戸市灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内1階 (078)882-0010
神戸市発達障害者中部相談窓口	〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内2階 (078)672-6497
神戸市発達障害者西部相談窓口	〒655-0893 神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階 (078)708-6078
神戸市発達障害者北部相談窓口	〒651-1245 神戸市北区谷上東町8-21 シャトーノールデューⅡ 1階 (078)907-6117

就労移行支援事業所

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。兵庫県内には、約100事業所あります。

以下のサイトで福祉サービス、所在地別等で事業所の検索が可能です。

WAM NET (独立行政法人 福祉医療機構)

<https://www.wam.go.jp/shofukupub/search01.jsp>

障害者職業能力開発校

職業人としての自立に要する知識の習得や技能・技術の向上を目的とした職業指導や健康指導等を行います。

名 称	所 在 地
兵庫県立障害者高等技術専門学院	〒651-2134 神戸市西区曙町1070 TEL (078) 927-3230 FAX (078) 928-5512
国立県営兵庫障害者職業能力開発校	〒664-0845 伊丹市東有岡4-8 TEL (072) 782-3210 FAX (072) 782-7081

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

障害者に対する高度で専門的なリハビリテーションを中心とした保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供や、障害者の就労支援に関する専門研修やしごと体験事業等を実施しています。

名 称	所 在 地
総合リハビリテーションセンター (職業能力開発施設)	〒651-2134 神戸市西区曙町1070 TEL (078) 927-2727 FAX (078) 925-9223

一般財団法人 兵庫県雇用開発協会

障害者の雇用拡大を目指して、企業からの相談対応や助言、各種セミナーや優良企業見学会等を実施するとともに、障害者雇用支援機関への橋渡しを行っています。

また、特例子会社の設立や事業協同組合方式による雇用促進にかかる費用の助成も実施しています。

名 称	所 在 地
業務部 障害者雇用拡大支援担当	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階 TEL (078) 362-6583 FAX (078) 362-6613

障害者雇用のための 支援機関・支援サービス・助成金制度等のご紹介

発行日：令和5年3月

発行：一般財団法人 兵庫県雇用開発協会

〒650-0025

兵庫県神戸市中央区相生町 1-2-1 (東成ビル 3 階)

TEL 078-362-6583 FAX 078-362-6613

<https://hyogo-koyokaihatsu.or.jp>

本冊子は兵庫県の委託を受けて作成したものです。